

様式第 1 号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
				着手	※1 再評価	完成			
1	道路事業 国道503号 八重の平工区	諸塚村	延長L=0.6km 幅員W=5.5m (7.0m)	H23	-	H30	1,495	①	道路建設課

事後評価の結果 ※2

【事業の目的】

一般国道503号は、熊本県高森町から宮崎県諸塚村を経由し、宮崎県日向市に至る路線であるが、県内区間約36kmのうち約17kmが未改良区間であり、地域の産業活動や日常生活を支える幹線道路として十分に機能していない状況にあり、連続雨量200mmの事前通行規制区間であるなど、早急な道路整備が必要な路線である。
当該工区は、幅員狭小・線形不良の隘路区間を解消し、救急医療など沿道地域の生活の支援や地域間交流の活性化を図ることを目的とした延長0.60kmの道路整備である。

【事業効果の発現状況】

当該工区の整備により、幅員狭小・線形不良の隘路区間を解消し、医療施設へのアクセス性向上が図られた。併せて、安全・安心な交通の確保が図られた。

【事業による環境の変化や環境保全】

路側構造物を直壁タイプにすることにより、切土箇所を抑制できたことで環境への影響については回避・低減されている。

【施設の維持管理状況】

適正に維持管理されており、道路管理上の問題はない。

(維持管理状況)

H27交通センサス：807台/日

道路巡視（基準）：1,000台/日未満→1週間1日以上

道路巡視（実施）：1週間2日実施

【今後の事業評価の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、更なる事後評価の必要性はない。

【改善措置の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

総合評価	特記事項
事業効果が認められる。	特になし。

(対象理由)

①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業

②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。